

No.	評価対象施策名	所管部局
4	学校教育の充実	教育委員会事務局

● 施策評価の実施（第5回京丹後市行政評価委員会における意見の要旨）

※ まず、交通整理のため委員会から数点の質問を行った後、所管部局から施策評価調書の内容について説明を行い、評価を実施。

委員長 最初に抑えておくべき点があると思われるので、何点かについて先に質問させてください。

第一に、学校の再編が進んでいると思いますが、恐らく小学校も中学校も目標である平成32年までには計画策定時の学校数の3分の2程度まで減っていくという計画になっています。

現在の進行状況はどのような状況でしょうか。

もう一点は、関連する個別計画の項目に関してです。

計画ではありませんが、ほかの自治体では教育委員会の基本計画的なものをお持ちかと思いますが、そういったものがあるのでしょうか。

少し前に、都道府県を通じ、教育委員会で教育振興基本計画を作りなさいということがあったと思います。

私が関係している兵庫県の自治体では、それを素直に受け止めて、県レベルでも教育振興基本計画を策定し、市町村レベルでも教育振興基本計画を策定したという経過があります。

市長部局は総合計画を、教育委員会では教育振興基本計画をそれぞれの基礎の体系として、評価についてもこの教育振興基本計画に基づいて、やっているということがあります。

京丹後市においても10年間の教育目標があり、何か施策の体系を示したものが、恐らくあるのではないかと思います。あるのかないのかをお聞かせください。

所管部局 全体的なことを先に御説明させていただこうと思っていましたが、先ほど御質問のあった内容について、先に回答させていただいたらよろしいでしょうか。

委員長 御用意いただいている全体的な説明で先ほど質問した内容が分かるのであ

れば、全体的な部分の説明をしていただいても構いません。

先ほど質問させていただいたことについて、あらかじめ知っていれば、委員の皆さんもやりやすいのではないかと考えて質問した次第です。

特に学校再編については、委員の皆さんも住んでおられるのでよく御存知かと思いますが、本評価において大事なことなのでお聞きしたいということで、質問しました。

所管部局 学校教育の関係で、少し全体的なことを説明させていただきます。

将来の京丹後市を担う子どもたちの豊かな感性と個性を育むことができるより良い教育環境を整えるとともに、少子高齢化などの急速に変化する社会に柔軟かつ的確に対応し、主体的に生きる力の育成を図り、郷土を愛し、人間性溢れる心身とともに健全な児童生徒の育成を目指す学校教育の充実に取り組んでおります。

本市が当面する最大の教育課題は、学校再配置と耐震化です。

調書にも記載していますが、学校再配置については、再配置基本計画に基づき、推進を図っており、本年の4月に三津小学校と島津小学校の再配置を行っています。

また、平成25年度と平成26年度に再配置を予定している学校についても、関係地域とPTAの皆さんと協議を進めている段階です。

計画期間が平成32年度までとなっていますが、平成26・27年度までを中心として、小学校を19校へ、中学校を6校へ再配置を行いたいと考えています。

耐震化事業について、学校耐震化計画に基づき工事を進めており、平成23年度末の耐震化率は80%となっています。

耐震化については、計画どおり平成26年度をもって完了するよう現在進行中です。

現在、再配置と耐震化に関係する多くの学校で施設整備を進めており、毎年多額の予算を計上しています。

施策評価調書に記載されているとおり多くの予算が必要なのが現状です。

加えて、先日の9月議会の一般質問でもありましたが、学校施設の吊り天井、照明器具などの非構造部材につきましても、耐震対策の必要性を指摘さ

れており、平成26年度に耐震化が完了することから、平成27年度以降にその部分についても対策を実施したく、来年度以降にその準備を行っていきたいと考えています。

続いて、学力の向上と心身の育成では、厳しい教育環境の中で、就学前から義務教育期間を通した計画的かつ系統的な教育を行うため、小中一貫教育の取組を進めています。

小中一貫教育研究推進協議会と専門部会を設置し、具体的な協議と研究を始めています。

本年度と来年度は、研究・試行期間として位置付けをしており、モデル校区を指定して、先導的な実践教育を進めたり、教科などのカリキュラムを開発したりするなど、基盤を整えることとし、学校再配置と関連する部分があることから、平成26年度から、準備が整った学校から順次実施し、平成28年度には完全実施をしたいと考えています。

目標値に記載しています調理室の空調化については、給食の安全の確保と職員の職場環境の改善のため、学校再配置後も引き続き学校として利用する施設については、平成23年度に中学校、平成24年度に小学校の全てについて整備を行っております。

調理室の空調化については、施設としての整備が進んでいます。

近年の夏季の猛暑、長期休業期間が短くなっていること、また、中学校においては、夏季の補習などがあることから、来年度以降には普通教室への空調の設置を計画的に実施することを検討しています。

目標値にある図書室の空調化については、この普通教室の整備に多額の予算が必要になることから、普通教室の整備を優先的に実施したいと考えていますので、普通教室の整備が完了した段階で検討したいと考えています。

幼稚園教育では、本年4月に大宮子ども園を開設し、幼保一体化施設が2園となりました。

この8月に国の子育て関連3法が成立しており、改めて内容を精査したいと考えていますが、本市としては、就学前の子どもたちを一体的に捉え、従来の方針どおり旧町に1か所の幼稚園設置を考えたいと思っています。

食育の推進では、児童生徒が望ましい食生活を身に付け、学校における食

育の推進と学校給食に地場産物や郷土食などを積極的に取り入れ、地域の食文化や郷土に関心を寄せる心を育むなど、食材の安定供給などの課題は多いものの、地産地消について引き続き取組を進めて行きたいと思っています。

学校地域の安全確保では、遠距離通学などのスクールバスの運行を行っていますが、学校再配置により、多くのスクールバスの運行が必要になってくるため、より一層の安全の確保と広域な運行に努めていきたいと考えています。

開かれた学校づくりでは、学校支援地域本部事業を活用し、多くのボランティアに協力いただき、地域の教育力を学校教育に生かすという取組を行っており、年々、ボランティア数と活動件数ともに増加している状況です。

財政が大変厳しい状況であります。学校教育分野でも義務的経費の割合も高く、限られた財源の中で創意工夫し、事業の執行に当たっているというふうに考えています。

先ほど、御質問を受けました教育振興計画の件ですが、京丹後市には現在、教育振興計画はありません。

来年度以降に教育振興計画を策定する作業を行っていききたいと考えています。

ただ、来年度中に完成させることは現実的に難しいと考えており、2年くらい掛けて作り上げていきたいと思っています。

学校再編計画については、先ほど申し上げたとおりで、計画どおり進めさせていただいています。

委員長 ここまでの部分で、皆様、御質問などはありませんか。

先ほどの説明では、教育振興基本計画はないということですが、ホームページを拝見させていただくと、教育要覧というものがあり、かなり網羅的なものになっていると思われま。

教育要覧は、事実などを説明している文書という位置付けになるのでしょうか。

所管部局 はい、平成23年度の教育要覧を今の時期に出すこととなりますので、1年間こういった形でやってきましたという内容を出しています。

委員長 事後的にそういったことを報告するためのものということですね。

所管部局 はい。

委員長 ホームページの計画・施策のところに出てくる指導の重点やスポーツ振興計画、子どもの読書活動推進計画など、こういったものが施策評価調書に挙げられている以外の個別計画に該当するものということですね。

所管部局 はい。

委員長 教育振興基本計画は、こういったものを包括したものになってくるかもしれないという感じでしょうか。

ちなみに、平成19年度から教育委員会活動の点検及び評価を実施されていると思いますが、こちらの評価の私どもの評価が両方あるということについて、教育委員会としてはどのように考えておられますか。

作業が多くて大変だとか、教育委員会活動の点検及び評価でも外部評価で2人の委員にお世話になりチェックをしていただいています。

評価調書については、施策評価調書はありませんが、似たような評価調書になっています。

したがって、若干異なるスタイルで、本委員会と教育委員会活動の点検及び評価の合計2回の評価をされています。

平たく言えば、評価をどちらかに統合されるのが合理的とは思いますが、この辺りについてどのようにお考えでしょうか。

所管部局 外部評価については、教育要覧を作成する段階で、2人の方の評価を受けなければならないことになっています。

内容が学校を中心とした施策の細かい内容にまで、審査をしていただく形になっていますので、本委員会でいただく評価と別のものではないかと考えています。

委員長 私が他市の教育委員会の評価を行っているということもあり、また、作業が多くて大変ということから、教育委員会での評価とこの行政評価を一緒にして欲しいという自治体もあることから、お尋ねした次第です。

引き続き、施策評価調書に従った御説明をお願いします。

それぞれの方針が昨年度と今年度でどんな意味があって、そのためにこんなことが必要だからやっているという説明があればありがたいと思います。

(所管部局から資料「施策評価調書」に基づき説明)

委員 長 歳出抑制について、施策評価調書に記載されていることが基本になってくると思われますが、学校の再配置により、スクールバスの購入であったり、備品を購入したりする必要があるため、一時的には経費が増大すると思われませんが、差引きで、どのくらいの額の歳出抑制が図られるのでしょうか。

今後、合併特例措置がなくなっていく中で、一つの目安の金額として、3年後くらいには、こういった施策では7千万円くらいの削減が必要と事務局から伺っています。

参考にお聞かせください。

所管部局 今回の御質問は、差引きということでしたが、差引きをする前の試算額でもよろしいでしょうか。

委員 長 はい、構いません。

所管部局 平成24年度の予算ベースと比較して、平成25年度で小中学校を合わせて5千万円程度、平成26年度で1億3千万円程度、平成27年度で1億4千万円程度という試算は持っています。

委員 長 その金額が減少していくということですね。

所管部局 はい。ただし、先ほど説明させていただきましたが、スクールバスの購入費などは含んでおりませんので、ここから控除額をどれだけ見ていくのかということが今後の作業だと考えています。

委員 長 ありがとうございます。大変参考になりました。

先ほどの数字を聞くと安心するというか、歳出抑制の考え方が妥当であると思われませんが、それは委員の皆さんの記憶にとどめていただきながら、改めて学校教育の充実という施策について、全体的な視点からということで見えていきましょう。

施策目的の内容や順番、目標値、関連する個別計画のことなど、御質問や御意見がありましたらお願いします。

委員 施策目的の3番についてですが、創意ある教育の展開というのと特色ある学校づくりとありますが、具体的にはどういったことを意味しているのでしょうか。

また、子どもたちのたくましく生きる力の醸成というのは、どういうことを考えて、このような表現を使われているのか、教えてください。

所管部局 教育の基本的な部分については市で統一したものになりますが、先ほども説明しました小中一貫教育を進める中で、京丹後市では中学校区ごとに、ある程度の教育の目標を立てて、将来を見据えた、こういう子どもたちにしていきたいという目標を立てたものを作り上げていきたいと思っています。

そういった面で、中学校区で、学校ごとの子どもたちの様子を見据えた上での教育目標を持ってやっていくという形にしています。

委員長 中学校が学校ごとに目標を作るというのは分かりますし、小学校も学校ごとに目標を作るというのも分かります。

そうではなく、例えば、旧町内に2つの小学校があったとすると、共通の目標を持つということでしょうか。

所管部局 現在は、別々の目標になっていますが、小中一貫教育を進める中で、中学校区単位くらいで同じ目標を持ってやっていこうと考えて、施策を進めている途中の段階です。

委員長 分かりました。

目標を作る際には、中学校の校長先生、関係する小学校の校長先生や関係する方が集まって、どのようにしていくかについて協議を行い、何年かの期間の目標や毎年の目標を決めていくようなことをされるというイメージでしょうか。

所管部局 はい、現在、そのようにしています。

委員長 特色ある学校づくりというのは、連携する小学校と中学校ごとにそういったビジョンや年度ごとの目標みたいなものを作っていき、それでやっていくということが一つあるということですね。

続きの説明をお願いします。

所管部局 今の教育の基本が、知・徳・体と言って、学力と規範意識と体力など、それが3つの要素になって学校教育が進められています。

自分一人で生きていける力を付ける教育をやっていくというのが、たくましく生きる力の基本になっています。

具体的には、授業でいろいろなことをやっていくことが、その内容になっ

てきますので、目標としては、そういった全体的なことをこういった形で記載しています。

委員 施策目的の部分は、優先順で記載されているということで、学校施設や設備の環境を整え、安心安全な教育環境を作ることも重要と思いますが、どちらかと言えば、施設よりも学校教育の内容の部分をもう少し上に持ってきて欲しいと感じました。

市としては、施策目的の3番の学校教育の内容より、1番と2番の施策目的の部分の優先順位が高いということで位置付けられているのでしょうか。

委員長 所管部局としては、今年度はこの優先順位ということだけれども、委員としては違うのではないかとということですね。

正解があるものでもありませんが、所管部局のお考えをお聞かせください。

所管部局 先ほどの委員の発言のとおりですが、現実的に、教育委員会が現に行っている部分については、どうしても学校再配置に関する部分が中心的になってきていますので、順番としては施策評価調書に記載の順番になっています。

委員長 ということですが、よろしいでしょうか。

委員 はい。

委員 3 目標値などの調理室の空調化について教えてください。

学校については、再配置計画が進んでいるとは思いますが、現在、学校数はいくつになっているのでしょうか。

所管部局 小学校が29校で、中学校が9校です。

委員 調理室の空調化について、平成22年度の実績値が7校で、平成23年度は、14校とありますので、累計で21校ということでしょうか。

所管部局 これまでの実績に、平成23年度に空調化を行った学校を加えた数が、全部で14校ということです。

平成23年度は、中学校の空調化を行っており、昨年度の空調化により、網野学校給食センターで給食の調理を行っている網野中学校と橘中学校を除いた、全中学校の調理室の空調化が完了しています。

小学校についても、これまでから既に空調化ができていた学校もありましたが、平成24年度には、前期学校再配置後に拠点校とならない学校を除いた、11校全てについて空調化を行っています。

委員 今後、学校の再配置が進み、学校が少なくなっていくのに、空調化を進めておられるのかと思い、質問した次第です。

所管部局 学校再配置後に拠点校にならない学校については、原則として空調化は行いません。

委員 その部分について、確認がしたかったということです。

もう一つ、給食管理運営事業では、各学校に給食調理員がおられ、人件費などが掛かっています。

今後、学校の再配置が進み、学校数が少なくなっていくことから、再配置後も拠点校として残る学校で給食を出すということはできないのでしょうか。

所管部局 再配置後も拠点校として残る学校で給食を調理して、それをほかの学校に配ってはどうかということでしょうか。

委員 そうということです。

そのような準備していったほうが、再配置が決まったときに、もっとスムーズに行くのではないかなという意見です。

委員長 給食事業に関する御指摘ということですね。

委員 いずれは統合されていきますので、その準備を今からしていかれてはどうかということですか。

委員長 学校教育の充実という施策の施策方針の中で、学校の先生の研修に関しては、体系上、どういった位置付けになっているのでしょうか。

一般的には、先生の職階の研修ですとか、必要に応じて人権や管理職になるための意識付けの研修などいろいろとありますが、こういったものが施策評価調書上のどこにも現れてきておりません。

先生の研修に関する事業は、この施策の中で位置付けられているのか、それともほかの施策に位置付けられているのでしょうか。

先生の教育力の向上というものも、学校教育の充実という施策においては大事なのではないかという視点でお尋ねしています。

所管部局 学校の教職員については、府費負担ということで、京都府が措置をしています。

その関係もあり、基本的に府費負担の中で研修がされるという認識をしていますが、京丹後市教育委員会の学校に初任者が配属されることや10年未

満の教職員が多いということがありますので、施策方針3番、学力の向上と心身の育成の31番の学務経費の中で、授業実践力開発講座という教職員向けの研修を行っております。

委員長 分かりました、見落としていました。

どういった問題意識で発言したかと言いますと、学校教育の充実の施策において、施策評価調書には、教育委員会として実施している事業のうち、事業費が付いているものが現れてきています。

他方で、本委員会で施策を評価する際には、狭い意味では平成23年度に実施された施策と事務事業を見て評価を行います。

この評価の際に、実際には、平成24年度に行っている事務事業についても見ますし、更にゼロ予算事業のような事業についても、施策目的や施策方針の実現のために大事なものであれば、施策評価調書上に挙げていただき、見ていくということで、初めて、施策目的が良いか、施策の方向性が良いか、施策を実現するための手段がしっかりしているかということが分かると思います。

こういった考え方で、評価に臨んでいる訳です。

そのことと同じことをこの教育委員会の評価でやろうと思えば、もっと詳細に、全体像が分かるよう、例えば、研修の部分はもう少し切り分けて、かつどのようなことをやっているのか、種類が分かるよう書いてくださいということになります。

そうすると、この施策評価調書が非常に膨大になりますので、結局、行政評価と切り離して評価したほうが良いのではないかということになるのかもしれません。

確かにこの施策評価調書には、教育委員会でされたことが的確に記載されていますが、教育委員会の活動の全体像がうまく理解し、その妥当性を考えたり、意見を言ったりするためには、この調書だけでは分からない部分があると思いました。

ということで、本日の私の関心は、教育委員会の評価として、一方で教育委員会活動の点検及び評価というものがあり、他方で、総合計画に位置付けられているということで行政評価も行っています。

どんなふうに合同化又は役割分担をしていくのが一番良いのかという関心があり、そういった観点からお尋ねしています。

もう一点お尋ねします。

そういった意味では、施策の方針の中で、学校の先生の教育力向上とか、ストレスや労働の軽減とか、というようなことを方針に挙げておられる自治体もあります。

京丹後市では、そのような問題認識は余りないのでしょうか。

単純に、ほかの自治体の教育委員会の評価調書を見てみると、教員の労働時間が増えて非常に大変だと、また、ストレスなどがいろいろあって、ストレス軽減のために何かすべきだろうというような事務事業がある場合もあり、そういった目的を掲げておられる自治体もあります。

特段そういったことは、施策評価調書上に出てきませんが、いかがでしょうか。

所管部局 本市でも大変問題になっています。

議会でも労働時間の短縮については、大きなテーマになっています。

平成23年度の決算における監査委員からの意見の中でも、そのことが大きく取り上げられています。

教職員だけでなく市の職員も同じような状況ではありますが、このように触れられています。

教育委員会の中にも労働安全衛生委員会があり、その中でもこのことがテーマになっています。

教育委員会が主催している校園長会議が定期的にあります、その中でいろいろな形での工夫や、現場でも対応するようという指示を出す中で、クラブや職員会議、休憩時間の取り方など、そういった細かいことについても検討して指示をさせていただいています。

一方で、学校の職員については、府費負担になっている関係がありますので、国の基準によって決められた職員配置しかありません。

ただし、市では、今回の学校再配置や障害者支援なども含めて、スクールサポーター等設置事業において、市独自の職員配置を行っている部分が若干あり、そういったことで少し軽減をする工夫をしています。

委員長 市内のある中学校の校長先生のお話を伺う機会があったんですが、お話を聞く中で、朝から晩までいろいろなことをされていて、聞いている側の感想としては、非常に大変だなと感じました。

また、府費負担ということで、市独自の予算で考えにくい部分もあるかもしれませんが、ほかの自治体と比較して、職員の心身の健康の維持や教育力の向上など、そういったことも学校教育の充実を図る上では、方針としてあっても良いのではないかなと思います、発言させていただきました。

同じようなことで、現在、教育の問題としていろいろ言われているものの一つに、いじめや暴力の問題があると思います。

京丹後市ではそういったいじめの問題などを目的や方針に挙げて、教育委員会として取り組むような状況ではないのかについて、お尋ねします。

所管部局 いじめの件についても、今回の議会の一般質問でも多くの議員が取り上げられています。

教育委員会としても、京丹後市においていじめが決してないという答弁はしておらず、実際にいじめがあった件数についても答弁していますので、重点施策として取り組んでいます。この施策評価調書にはそのことを書いていません。

委員長 確かにこのことを事業化するとなると、講演会で教職員が講師の話聞くなど、平凡な事業になりがちで、有効な事業というものがないような気がします。実状に応じては、そういったことをやるということもあり得るのかなと思いました。

実状が分かりませんので、委員の皆様からも何かあればお願いします。

あと、施策目的など、大きなレベルでの意見などはありませんか。

特に意見などはないようですので、ここからは、主には各施策方針と事務事業の対応関係を考えていくということを中心に行いたいと思います。

大まかには、評価調書の上から順番に意見などを言っていただければありがたいのですが、お気付きの点などどこでも結構ですので御発言をお願いします。

委員長 施策方針1番の学校規模の適正化についてはよろしいでしょうか。

委員 はい。

委員長 では、施策方針2番の学校教育施設の整備・充実についてはいかがでしょうか。

委員長 先ほどの御説明で、小中学校調理室の空調の設置というお話がありました。最終的には普通教室も全て空調化していかれるのでしょうか。

所管部局 そのつもりで予定はしています。

委員長 全校の普通教室の空調化をするとすると、かなりの額になるのでしょうか。

所管部局 この件についても、議会から質問を受けましたが、概算で4億円ほど掛かるのではないかとっています。

単年度では整備ができないことから、4、5年ほど掛けて整備していかなければならないのではないかと考えていますが、議会からも早く整備するようと言われていいますので、できるだけ短い年度で整備したいとも考えています。

委員長 難しい判断かと思われそうですが、どの学校とか、どの学年、教室など、どういった優先順位で実施される予定でしょうか。

所管部局 具体的にはまだ決めておりません。

ただし、夏休みの補習の関係もありますので、できれば中学校を優先的に行っていきたいと考えています。

委員長 夏休みに勉強するためということですね。

分かりました。

続いてですが、足が不自由な児童や生徒でも通えるようになっているのかという、学校のバリアフリーについてお尋ねします。

バリアフリー化のための改修工事を実施されるのであれば、小学校施設改修事業や中学校施設改修事業の中で含まれていると思われそうですが、現状の小中学校におけるバリアフリーはどのような状況になっているのでしょうか。

自治体によっては、エレベーターのある学校もある中で、そこまでの必要性はないかもしれませんが、そういった対応としてどのようなことをされておられるのでしょうか。

所管部局 エレベーターを設置している学校はありません。

特別支援学級の関係で、車椅子が必要な児童や生徒がおられますので、現状としては、新たに学校を建設する際には、その際にバリアフリー化を行い

ますが、それ以外では、そういったことが想定されたときに、事前に整備することになります。

例えば、施策方針2番の1の小学校施設改修事業【明許繰越】で、バリアフリー化ということで、車椅子に対応したトイレにしたり、手すりを付けたり、そういう形での改修はさせていただいております。

委員長 逆に言えば、足などに障害がある児童・生徒については、特別支援学級に通わなければならないということでしょうか。

所管部局 そういうことでもありません。

委員長 現状ではどのような対応をされているのでしょうか。

例えば、事故などで足をなくされた児童がおられた場合、普通の学校で受け入れていただけるという状況でしょうか。

所管部局 特段問題なく受け入れを行っています。

委員長 車椅子に乗って、通学されている児童・生徒でも、支障はないのでしょうか。

所管部局 車椅子での移動が必要になると、少し難しい部分もあると思います。

先ほども説明させていただきましたが、エレベーターがありませんので、3階に教室があるということになれば、そこにはなかなか行けないということになります。

委員長 現在のところ、そのような例は余りないということでしょうか。

所管部局 今年の4月から重度障害のある難病の子どもが一つの学校に入学していますが、1年生ですので1階の教室を現在は使用しています。

ただし、3年生になると教室が2階になりますので、今後どうするかということについては、改めて検討する必要があると考えています。

委員長 理想的には、身体に障害がある児童・生徒でも、普通に小学校や中学校に通うことができれば良いということがあり、そのような関心があってお尋ねした次第です。

ほかに御意見はありませんか。

委員 この改築や耐震化という学校教育施設の整備・充実という部分に関しては、子どもたちが安心安全に勉強ができる環境ということで、大切な部分ですし、義務的な部分も多いのではないかと思います。

委員長 実際、どこまでバリアフリー対応とするのかということについては、難しい部分だと思います。

例えば、利用する児童・生徒1、2人なのに、全学校で整備すべきなのか、一定の拠点校だけにすべきなのか、あるいはスクールバスでも車椅子が乗れるようにするのか、それとも保護者に送ってもらうのかなど、今後大きな問題になってくるのではないかと思います。

という関心で発言させていただきました。

続いて、小学校と幼稚園の交流や幼稚園と保育所の交流というようなことをされているところもありますが、京丹後市ではされていないのでしょうか。

されているけれども、施策評価調書には現れてきていないということでしょうか。

公立の幼稚園で預かり保育をされるというように、幼稚園に保育所的な役割を担わすようなところもありますが、そのようなことがあるのかなのかということが1点です。

2点目は、そういった意味で、幼稚園と保育所の位置付けが違うけれども似てきているという部分がありますので、少なくとも公立の幼稚園と保育所で何か交流行事をやっているところとやっていないところがあります。

別にやってくださいという意味で聞いているのではなく、事実としてそういった交流をやっておられるのかという質問です。

次の点ですが、幼稚園や保育所の子どもと小学校の接続教育のようなもの、小学校に上がってショックを受けないような取組、恐らく小中連携で考えておられると思いますが小学校と中学校に上がった後の取組など、こういった取組があるのかなのか、されているのであればどのような取組をされているのかということをお尋ねします。

所管部局 幼稚園の預かりの関係について、今回は平成23年度の実績の形で施策評価調書を作成しており調書には現れてきておりませんが、平成24年度から預かり保育をスタートしております。

そういった意味では、預かりの職員が増えるということで、施策方針3番の28の幼稚園スクールサポーター等設置事業の今後の方向性が拡大となっています。

委員長 はい、分かりました。

所管部局 2点目の幼稚園と保育所の交流についてです。

京丹後市では、認定子ども園のように認定までは取っていませんが、今年の4月からスタートした子ども園を含め、現在2つの子ども園があります。

その中では、保育所と幼稚園は同じクラスで昼間を過ごして、幼稚園児童は、家に帰り、保育所児童は、お昼寝をしたり、遊んだりしながら保護者の迎えを待つということをしておりますので、幼稚園と保育所の交流は行っています。

それから、学校との交流については、就学前に交流する機会などを持つなどしています。

小中一貫教育と書いていると思いますが、この中には就学前も含まれており、もともと目指すところは、保育所や幼稚園を通じて小学校、中学校までということで取組を進めています。

所管部局 補足をさせていただきます。

個別計画で、学校改革構想を策定することとしていますが、その中では、小学校中学校の9年間に加えて、最低1年間ということで、幼稚園・保育所の1年間を含めまして、系統的で一貫性のある教育を進めたいという取組を行い始めたところです。

小学校と幼稚園の連携についてですが、幸いにも京都府が設けている「もうすぐ1年生」という補助制度を活用して、丹後子ども園と間人小学校や豊栄小学校と行事の交流をしたり、実際に幼稚園・保育所の子どもたちが小学校に出向いたり、給食を試食したりというような取組をしております。

委員長 ありがとうございます。

ほかにも施策方針2番の学校教育施設の整備・充実について、御意見がありましたらお願いします。

情報機器の導入などの大きな事業もこの方針に含まれていますが、いかがでしょうか。

委員 スクールバスについて、現在15台あって、今度再配置のため、11台購入されるという説明でしたが、現在の15台のスクールバスは何人の児童生徒を乗せ、どのように運行されているのでしょうか。

また、地域性などにより、小学生と中学生を1台のバスに乗せるのでしょうか。

所管部局 いろいろとあります。

現在は、小学校では、片道が4キロメートル以上、中学校では、片道が6キロメートル以上の場合、スクールバス通学の対象になっています。

現在、10小学校と5中学校、1幼稚園でスクールバスが運行しています。

人数については、本日は資料を持ち合わせておりません。

委員 15台のスクールバスが、地域的にどのように運行しているのかということをお教えください。

所管部局 例えば峰山地域ですと、峰山中学校のスクールバスを利用して大路、鱒留地区から五箇小学校へ運行したり、冬季のみになりますが、橋木から丹波小学校へ運行したりしています。

中学校では、五箇地域から峰山中学校へ運行しています。

峰山地区としては、2台が運行しています。

委員 どこかで待ち合わせをしてもらい、児童生徒を乗せていくのでしょうか。

所管部局 そのようになります。

委員 小中学校も全部一台で運行されているのでしょうか。

所管部局 五箇については、峰山中学校のスクールバス1台で、途中五箇小学校を経由して、峰山中学校に行くということもあります。

小学校だけのスクールバスや中学校だけのスクールバスなど、ケースバイケースになります。

委員 長 バスの路線や運行時刻はどこが決めているのでしょうか。

所管部局 学校の授業がありますので、それに合わせたものを作成しているということになります。

委員 長 教育委員会で決められるのでしょうか。

所管部局 学校で原案を決め、教育委員会で決定します。

委員 長 利用者である児童生徒や保護者から、こっちに先に来て欲しいというような、いろいろと声があると思いますが、こういった声を聴くような機会はあるのでしょうか。

所管部局 特に機会は設けておりませんが、実際に学校を通じていろいろな要望など

は聞いています。

委員長 それで教育委員会で路線や時刻を作られるということですね。

所管部局 はい。

委員 この15台がどのような地域を運行しているかが分かりませんが、児童生徒を順番に乗せて行けばこんなにたくさんのバスはいらないのではないかと思います。

委員長 今年度、委員会で林業の振興についての評価を行った際に、林道の引き方一つをとっても、経費が大分変わってくるのではないかという議論があり、それが歳出抑制の考え方の一つにもなっています。

そういう意味では、既にそのようにされているとは思いますが、路線を工夫して、利用者の満足度と効率を高めることはできないのでしょうかという御質問かと思えます。

所管部局 路線の工夫は行っており、一旦学校へ行き、また児童生徒を迎えに行くとなると時間的な問題があります。

特に京丹後市は、市域が広く、また、谷も分かれている中では、現実的には路線の工夫だけでは限界がありますが、できるだけ、合理的な運行経路になるよう計画はさせていただいております。

また、今回、神野小学校や久美浜中学校の再配置に当たり、今年度にスクールバスの購入を行います。これについても、神野小学校で購入するスクールバスを久美浜中学校のスクールバスに流用しながら、できるだけ無駄がないように、更にこの地域には市営バスも運行していますので、市営バスなども利用する中で、できるだけ経費節減に努め、運行していきたいと考えています。

委員長 学校の再配置により、自ずとスクールバスが必要だという発想に陥ることなく、今、発言いただいたことに十分御留意いただきたいということでしょうか。

委員 はい、結構です。

委員長 現在のところ、我々でいろいろと発言していますが、全部やっていただいております。良いですねということで終わっているような気がしますが。

施策方針2番の14番、15番、16番の幼稚園、小学校、中学校の施設

管理事業について、お尋ねします。

施策方針の6番に地域に開かれた学校づくりとあり、学校支援地域本部事業という事業がありますが、学校の施設の管理についても、地域の力を使うということも発想としてあるのでしょうか。

具体例としては、ほかの自治体では、約10万円の予算を学校や園ごとに付けて、地域の人に「おらが学校」的な思いを持ってもらうために、学校ごとに自由裁量の予算枠を与えて、年度ごとに学校で計画を立てて、地域の有志と一緒に何かやる、例えば、ゴーヤカーテンを作ったり、トーテムポールをみんなで作ったり、草を植えたり、何かの意見を作ってみたりとか、地域の人と学校の先生や子どもたちが一緒に何かをやって、学校に対する愛着を増すという取組をやるということも、この施設管理と絡めてできる余地もあるのではないかと思います。そういったこともされているのでしょうか。

また、されておられないのであれば、このことについて、どのようにお考えなのか教えてください。

所管部局 全ての地域ということではありませんが、弥栄町域では、旧町時代からと思われませんが、建設業関係の団体が積極的に学校に対して支援がされたいということで、施設の修繕などについて、材料費だけは市が負担して、残りの部分については、毎年、ボランティアでお世話になっているという事例はあります。

委員長 そういった工夫で、施設の管理や向上につながるような地域の方にお手伝いいただけるようなことがあれば、積極的にやると良いのではないかと思います。くらの意見です。

ただ、このことを余り強く出すと、経費も厳しい中で、何か地域でやって欲しいということで声を掛けると、逆におかしなことになるような気もします。考え方ということで、そういったこともあるのではないかと思います。うな指摘にさせていただきたいと思います。

もう1点、学校の安全ということに関してですが、一連の事務事業を見ても、通学路の警備とか、学校の機械警備やガードマンやボランティアによる警備など、いろいろとあると思いますが、学校の警備については、現状としてどのようなことをされておられるのでしょうか。

所管部局 施設の関係については、自動火災警報装置や防犯ベルなどがあります。

防犯ベルについて、学校内に数箇所にあるスイッチを押すと警察署と教育委員会へ通報が来るようになっており、それを聞いて、すぐに駆けつけることができるよう不審者対策ということで設置しています。

夜間についても、機械警備により施設の警備を行っています。

所管部局 通学や下校時の協力体制ですが、地域にボランティアの方がおられたり、PTAを中心に立哨^{りっしょう}指導をされていたりします。

もちろん教職員も立哨^{りっしょう}指導しています。

そのような状況から、見守り隊というような組織を作ってください、登下校の見守りをしていただいている状況です。

合わせて、市内の民間企業からの寄付により整備させていただいた21台のパトロールカーを活用し、屋根にスピーカーを付け、にこやかな音楽を鳴らしながら、安全管理の取組を行っています。

委員長 補足で質問させていただきます。

昼間は学校の門は開いているのでしょうか、閉まっているのでしょうか。

訪問者はどのようにして学校に入られるのでしょうか。

門に誰かが立っておられて、用事を伝えることで学校内に入れてもらえるのか、機械警備的なことを昼間もされていて、インターホンのカメラなどで訪問者を職員室で確認して、学校内に入れているなどがあると思いますが。

所管部局 学校の門に鍵などは掛けておりません。

委員 都会のようなことはないと思います。

委員長 スクールバス通学されている児童・生徒については、バスが事故を起こさなければ安全ですが、それ以外の児童や生徒については、集団登校とかはされてないということでしょうか。

所管部局 集団登校を行っています。

委員長 児童・生徒については、スクールバスか、集団登校で通学されるということですね。

また、中学校は、それぞれで通学されるということですね。

所管部局 はい。

委員長 分かりました。

先ほどの非常ベルは、年に何回程度鳴るのでしょうか。

所管部局 実際には不審者が入って鳴らしたということはありません。

ただし、ボールが当たった際などの誤作動が時々ありますし、年に何回かはスイッチを押してチェックをしています。

委員長 分かりました。

不審者の問題というのは、そんなに重要な課題ではないということですね。

委員 都会と違いますし、見守り隊や地域の方も見られていますので、安心できます。

委員長 何かあるとしたら、通学路のほうが危ないと思いますしね。

分かりました、ありがとうございます。

最後に1点だけ、17番の学校情報化推進事業について、校務用と教育用のパソコンがあると思いますが、資料からは、パソコンをリースされているように思われます。

ほかの自治体でも2点お尋ねしているのですが、成績管理などの公務用のパソコンについては、リースで一斉に整備されたほうが良いのかもしれませんが、教育用のパソコンについては、教員に選んでもらうということをしたほうが、よりデジタル機器を使った教育が進むということがあるのではないかという問題関心が少しあります。

また、パソコンが昔ほど高価ではありませんので、大学などでは、一定の予算内でパソコンを買うか、iPadを買うか、何を買うかというのは、各教員に任せられている訳です。

そうしたほうがより有効に使われているという面が大学ではありますが、小中学校でもそういった面もあると思いますがいかがでしょうか。

2点目は、かつてのようにパソコンが二十数万円もするような時代であれば、まとめてリースしたほうがいろいろと便利だったということも分かりますが、近年、安いパソコンであれば数万円で販売されていますので、リース方式のほうが買取り方式より本当に優れているのでしょうかという疑問もありますが、この点についていかがでしょうか。

所管部局 1点目のパソコンを教職員が選択できるかというご質問についてですが、選択はできず、一括して購入を行っています。

2点目のパソコンのリースと備品整備については、現在は全てリース方式を採用しています。

経費面についてですが、選ぶパソコンにより恐らく多寡があるとは思いますが、リース代のほうが安価であるという判断のもとで、現在は、リースを活用しています。

委員長 そこはしっかり精査していただきたいと思います。

画像を映すなど、高度な処理能力などは必要かもしれませんが、それ以外ではそんなに高度で複雑な機能が必要とは思えませんので、ネットブック（専らインターネット関連のサービスを利用するために特化された、小型、シンプル、低価格なノートパソコン）でも良いのではないかと思います。

そうなってくると、リース方式よりも、購入方式で壊れたら買い換えていくほうが安いのではないかと思います。

これまでからリース方式でやってこられたのだと思いますが、費用対効果の面なども御検討いただいても良いのではないかと思います。

直ちにとということではありませんし、使うとすぐに壊れるかもしれませんが。

委員 スクールバスについても、丹海バスに乗ったほうが安いかもしれないとか、今、いろいろと考えていました。

パソコンについては、現在は、家にパソコンがありますので、子どものためにパソコンを整備しても使わないと思います。

パソコンは、20年から十数年前に、各学校に導入されたと思いますが、子どもが家でもっと複雑な機械を使いこなしている現在において、学校にパソコンが必要なのかと思います。

教職員用のパソコンは、成績処理などのため必要だと思いますが、子どもが使用するパソコンについてはどうだろうという気がします。

稼働率なども一度調べていただければ、微々たるものだと思います。

そんなことをやるより、普通の授業をしたほうが良いのではないかと思います。

委員長 ありがとうございます。

委員 歳出抑制のアイデアについて、発言してもよろしいでしょうか。

委員長 はい。

委員 施設管理事業の中の細かい部分を見ていますと、地上デジタル放送対策とか、白蟻駆除とかあります。

一度、デジタル放送に切り替える工事をすれば、以降は、対策を行う必要はないと思います。

白蟻も毎年出る訳ではありません。

10年とか、20年くらい持つのではないかと思います。

資料は平成23年度の実績のため、平成24年度以降がどのような状況なのかは分かりませんが、その辺りの点検をしていただいたらと思います。

これらの経費については、修繕料ということで、前年度実績を確保していくという方針なのでしょうか。

また、その中身を点検されているのでしょうか。

所管部局 白蟻駆除については、毎年全ての学校で実施するというものではありません。

この年はこの学校で実施しようと、学校を選んで実施しています。

デジタル放送についても、先ほどの御発言のとおり、一度、工事を行えば、それ以降は対策を行う必要はありません。

たまたま、平成22年度と平成23年度がそういう時期であったということで、予算化されていました。

所管部局 丹海バスの利用の件も、実際に丹海バスを利用して通学されている児童もいます。

バスの時間帯が通学時間帯に合って、バスの運行経路が学校も通るようであれば、丹海バスも利用しています。

スクールバスだけを利用しているのではなく、久美浜町では、市営バスがありますので、市営バスを利用して通学をしているケースもあります。

委員 高等学校では、何時に着くようにして欲しいとか、丹海バスと交渉しますので、丹海バスと相談されてはいかがでしょうか。

所管部局 それもさせていただいております。

委員 では、大丈夫ですね。

委員 それは分かりません。

委員長 もっと、交渉の余地があるのではないかということですね。

委員 そのような気がします。

所管部局 ただ、小学生の場合、時間帯によっては10人くらいになる場合もあります。

そこにわざわざ丹海バスが来てくれるのかということがあります。

やはり、一般の方が利用される時間に合わせざるを得ないと思います。

委員長 そうですね。

委員 そこに掛かる費用は差引きでどうなるのでしょうか。

委員長 スクールバスを購入する費用と運転手も含めた運行経費より、丹海バスにこの時間に運行をお願いしますとしたほうが安いのではないかということですね。

委員 丹海バスは、1日に何回か運行するうちの一つです。

学校の登下校は、1日にそれぞれ1回ずつです。

所管部局 バスとKTRとの接続時間があり、学校側の思うような時間帯に運行してもらえないということは若干あります。

委員長 そうでしょうね。

委員 もう1点あります。

施策方針3番に飛びますが、1番の外国語指導助手招致事業について、いつまで続けられるのでしょうか。

ALT（外国語指導助手）は、昔は、京都府に1人だった時代もあったと思いますが、だんだん増えてきました。

丹後地方では、生徒数が減っている中では、もっと省力化できるのではないかと思います。

また、これだけの費用を掛けて、どれだけ英語力が向上したのかという、費用対効果から考えれば、財源は、市の単費となっていることもあり、こんなにお金を掛ける必要はないと思います。

6人の指導助手がおられ、1人当たり年間約430万円の費用が掛かっている中で、生徒数が減っているということもありますので、指導助手の人数を少しでも減らしていけば、大きいと思います。

委員長 外国語指導助手招致事業について、行政評価と歳出抑制の視点のどちらに

なるのか、あるいは両方になるかもしれませんが、そういう視点からお尋ねがありましたがいかがでしょうか。

所管部局 確かに児童数は減っていますし、学校数も減っていく中では、今後、外国語指導助手の人数については、考えていかなければならないと思います。

現在は、それぞれの中学校を中心に、小学校5年生から必修になった関係もありますが、その町域の小学校にも回ってもらっています。

町によっては、学校の多いところと少ないところもありますので、応援もしてもらいながら、回ってもらっている状況です。

時間数的にも、一つのクラスがそんなにたくさんの時間の授業をしてもらっていないというのも現状のように聞いております。

そういった辺りからも、今後、学校の再配置が進み、学校数が減少していけば考えていきたいと思います。

J E T事業ということで、自治体国際化協会の制度を利用していますので、要した費用については特別交付税で算定されていると聞いています。

委員長 それは、財政負担が市の単費だけれども、掛かった経費については、財政支援があるということでしょうか。

所管部局 金額は分かりませんが、特別交付税で見させていただいていると聞いています。

委員 施策評価調書では、財政負担欄に何も書いてなかったんですが。

委員長 私も施策評価調書を見た際に、京丹後市の単費で、独自の裁量でこの全額を出しているはずはないと見ていたのですが。

委員 そのように見えました。

委員長 この資料だけだとそのように見えます。

所管部局 地域によっては、自治体国際化協会を通さずに、独自に業者さんに委託されているところもあります。

そのほうが確かに、市の関与が少ないので市にとっては楽な部分がありますが、この場合は、特別交付税の算入がありませんので、京丹後市では自治体国際化協会の制度を利用しています。

委員長 効果についても質問がありましたがいかがでしょうか。

なかなか定量的には、お答えにくい内容かもしれませんが、どのようにお考えになっているか教えてください。

所管部局 なかなか難しいところがあります。

委員 長 そこが説明できないのであれば、という部分はあります。

所管部局 本市のように田舎においては、外国人の方と余り接する機会がない中では、外国人と接することで将来的に違和感がないということもありますし、本場の発音を聞くことは良いことだと思っています。

ただ、そのことによって成績がどうなったかと言われると、なかなか答えづらい部分があります。

委員 長 成績を意図した事業ではないということはあると思います。

外国人と接する機会を作ったり、耳が柔らかいうちに英語の生の発音を聴いたりするということにも、もちろん意味があると思います。

御質問の趣旨を私なりに理解すると、歳出抑制の視点というものもありますので、小学校や中学校、特に小学校について英語の時間的なものができてきたので、そこで最低限必要なものというのはどれくらいなのか、という辺りをシビアに出しておく必要があるのではないのでしょうか。

平たく言えば、市全体の予算が縮小していく中で、一つこの事業も減らすことができるのではないかというふうに見るポイントの一つかと思います。

今までは、6人の外国語指導助手がおられました。最低限どのくらいの人数が必要なのかという辺りも、シビアに見ておいていただければと思います。

現在よりも、効果が落ちてしまうことは間違いないと思いますが、小学校での授業を行っていくために、最低限何人必要なのかということは、見ておいていただく必要はあると思います。

それでは、施策方針3番、4番、5番、6番について、御意見などいかがでしょうか。

委員 長 施策方針3番の2の指導主事設置事業についてですが、地域公民館におられる指導主事はどのようなことをされているのでしょうか。

また、根拠法令欄が「義務」となっていますが、それは本当に義務的なものなのでしょうか。

所管部局 義務的かどうかと言われれば、人数や地域公民館に設置することについては義務的ではないと思っています。

地域が広いということもありますし、合併前の旧町単位にそれぞれ1人ずつおられたということや、現在、再配置が始まったばかりで学校数も減っていないということもありますので、激変緩和を避けるということも一つ含めています。

それから、教育機能そのものが大宮庁舎に入りましたので、できるだけ現場の緊急対応にも備えることができるという体制をすべての公民館の中には作らせていただいております。

ただし、今後、学校再配置が進む中では、人数を減らしていくということも見据えながら、施策評価調書の今後の方向性については、縮小という整理をしています。

委員 長 地域公民館におられる指導主事の方がどのようなことをされているのかについても教えてください。

所管部局 教育に対する専門的な指導助言を地域の学校長を通じ行っていますが、例えば学力であったり、授業内容であったり、PTAとの対応であったり、保護者対応であったりという部分があるかと思います。

委員 長 指導主事が公民館にいる合理性というのはあるのでしょうか。

支所であったり、拠点校であったり、そちらのほうが良いようにも思われますが、何か経緯があって公民館になっているのでしょうか。

所管部局 合併をした際に、旧町ごとに設置していた教育分室を設置しており、現在はその施設を地域公民館という名称を使っています。

委員 長 なるほど、そういうことですか。

所管部局 地域公民館の中には、社会教育課の指導主事ですとか、公民館長ですとか、教育に携わる方が全て入っていますので、そのような中で社会教育も含めた連携も取れるように、人員を配置しております。

委員 長 分かりました。

縮小方針ということで、私もそれに賛成です。

ほか、御意見はありませんか。

委員 根本的な部分についてお尋ねします。

個別計画に掲げられている公立学校施設基本方針にも、文部科学大臣が定める基本方針に基づき、と書かれているように、基本はおおもとから流れて

降りてくる路線をいかにこなしていくかということに神経を使っておられると思います。

しかし、丹後地方独特の風土もあると思いますが、京丹後市で育っていく子をどんな子に育てていくつもりなのかという、それがこの地方の教育方針ではないかと思います。

文部科学省が言うとおりにやるのが、教育方針ではないと思います。

その辺を根本的に考えていただいているところがあるのか、部署とか、そういう方がおられるのか、あるいはそういった方針があるのか、ないのか、丹後人はこういう人間に育てようという強いものがあるのでしょうか。

言われるままにこなしているだけなのかという辺りが聴きたいと思います。

所管部局 学校教育の分野でいくと、毎年指導主事等が中心になって、学校教育指導の重点を作っています。

その中で、目指す子どもたちの将来像ですとか、方針を作らせていただいています。

私たちは、行政職ですので、少し感覚が違いますが、指導主事等は教育職の方ですので、そういった方を中心に学校教育指導の重点を作らせていただいています。

委員長 県ごと、自治体ごとに違うのかもしれませんが、一般的には教育振興基本計画でそういったことを定め、方向性を打ち出すことになると思います。

参考までに、策定するに当たり私が関わった宝塚市では、「自分を大切に人を大切に ふるさと宝塚を大切に作る人づくり」と、こういう振興基本計画を作るというのが一般的によくあるパターンですが、京丹後市でもこういった計画を作る予定があるのであれば、その中で方向性をお示しいただければとも思います。

また、宝塚市の教育振興基本計画では、教育委員会の中だけで、この学校教育、施設整備、社会教育の中だけで、15の基本方針と49の施策を出されています。

そういった形でより本腰を入れて、独自性を教育委員会で打ち出されることを、また、その中で教育委員さん自身が関わっていかれるということが、今の社会の中でも求められているように思うところです。

先ほど、委員が言われたことも、指導主事が考えていただいていることが全く駄目ということではなく、その声が大いに反映されるべきですが、もう少し上のレベルなので決定も必要ではないかと思いました。

所管部局 指導の重点は、原案は指導主事が作りますが、教育委員会議で最終的に決定を行います。

委員 長 もちろんそうなんです、それはどちらかと言えば、教育委員会と学校の制度内ということで、外に向けて広く打ち出すようなものではないと思われ

ます。
教育振興基本計画になってくると、もう少し地域社会で作って共有するというようなことがあると思いますし、そういったことが必要ではないかと発言されていたと思います。

所管部局 教育振興基本計画を策定する際には、外部からの意見もいただこうと思っていますので、そういった市民の方から意見をいただくような組織的も作っていかうと思っています。

委員 長 是非、そのようにされると良いと思います。

実際、中身を知らないから不信を持たれる面もあると思いますし、私も作るのに関わり、アイデアをどんどん出してくださいと言われてましたが、なかなか良いアイデアがない場合もありますので。

委員 長 施策方針3番の24番の市独自の奨学金給付等事業については、現在も必要性があるのでしょうか。

もちろん、経済的な理由で困っておられる方はおられると思いますので、奨学金があった方が良いに決まっていますが、果たして、京丹後市が独自にこういった制度を設ける必要性はどういったところにあるのでしょうか。

所管部局 本制度は給付を行っています。

一般的な奨学金は、貸与ということで、ある程度まとまったお金をお貸しして返していただくという形になりますが、本市では、経済的に困窮されている方について、少しでも保護者の負担軽減となるよう金額的には少ないですが、高校生については月5千円、大学生については月1万円の給付を行っています。

本制度は、もともと旧網野町や久美浜町で貸与の制度を持っていた関係で、

償還金を基金として積み立てており、現在2億円ほどの基金がありますので、この基金を利用して、少しでもこういった子どもたちが教育を受けるために使っていただくという趣旨で出させていただいています。

委員長 そこで議論になってくるのが、大学生にそこまで行く必要があるのかという事です。

歳出抑制の視点から、その部分は止めてしまうとかいうことも考えられますが、大学生にまで月1万円の支援を行う必然性はこういったところにあるのでしょうか。

大学生であれば、別途奨学金がありますし、学費の減免制度も各大学にあります。

そのような中で、月1万円も支援する必要があるのかという視点もあると思いますが。

所管部局 本市の経済状況などを考えますと、非常に厳しい状況があります。

実際、大学生の給付金の申込みが今回も増えてきています。

それだけ丹後地方は厳しい状況になっているのではないかと考えています。

確かに貸与ということで、あとで返していただくということもあるかもしれませんが、やはり市としては少しでも何か援助ができればという部分があって給付しています。

委員長 地元に戻ってくることを期待するなど、何かあれば良いのですが、市の財政状況が厳しくなっていく中で、大学生に月1万円の給付を行っている場合なのかなという意見もあるのではないかと思います。

ほかいかがでしょうか。

委員 施策方針3番の28番と29番、30番に幼稚園と小学校、中学校のスクールサポーター設置事業があります。

幼稚園については、先ほど、預かり保育の充実のためにやっているという説明がありましたが、小学校と中学校についても平成23年度の決算額と比較して、平成24年度の予算額がかなり増えています。

これについては、平成24年度にどのような取組をされるということで、予算額が増えているのでしょうか。

所管部局 基本的には特別な支援を要する児童、生徒に対して、サポーターを付けて

おります。

ただし、平成24年度から増額の予算になっていますのは、学校再配置を行う対象校、例えば、新たに島津小学校が開校しましたが、1年間だけは、心のケアですとか、学校運営がスムーズに行くように、臨時の講師を配置するというようなことをしています。

また、平成25年度に再配置を考えております、現神野小学校や現久美浜中学校にもスクールサポーターとして、再配置に向けた職員を置いています。

合わせて、小中一貫教育を進めるに当たっても、モデル校となる峰山中学校と大宮中学校に1人ずつ配置するという事で、先ほど安全衛生の面が出ましたが、現行の教職員の負担軽減も図るという意味で、増員配置をさせていただきます。

委員長 よろしいでしょうか。

委員 はい。

委員長 ほかの委員さんいかがでしょうか。

委員 施策方針への位置付けが困難な事業の中の1番の教育委員会一般経費についてですが、法律で定められてと書いてありますが、教育委員は、委員長が1人で、委員が3人と決まっている訳でしょうか。

所管部局 人数は、全部で5人で、そのうちの1人は教育長で、それ以外の方が、4人ということになっています。

人数については、市独自で決めることができる裁量はありますが、規定どおりの人数を使っています。

委員 規則でその人数を置かなければならないということになっているのでしょうか。

委員長 教育委員を置かないということにはなりません。

教育委員を最低その人数置くことは法律事項です。

それは、教育委員さんにもっとがんばって欲しいという観点からの御発言だったのでしょうか。

委員 仕事内容がよく分からなかったもので、どのような仕事をされているのかが知りたかったということです。

所管部局 教育委員については、月に1回の定例会を持っており、いろいろな議案な

どの審議を行っていただいています。

また、学校を回っていただき、視察をしていただいたり、ほかの市町村の研修などもしていただいたりしております。

現在、教育委員会議でも活発な御意見を出していただいております、非常に活発に進めていただいております。

事務局から提案して、何も意見がなく決まるのではなく、出した議案についてはいろいろな御質問もありますし、御意見などもいただく中で決めていただいております。

委員 こういった委員は、教育委員会で選ばれるのでしょうか。

所管部局 議会で議決を得て承認いただいております。

委員長 教育委員会によっては、稀ではありますが、本委員会のような評価やヒアリングを教育委員さん自身がされている場合もあります。

委員 施策方針6番の地域に開かれた学校づくりの学校支援地域本部事業についてですが、資料でボランティアと書いてあるにもかかわらず、謝金として44万6千円が支払われています。

これはどういったものに対する支払でしょうか。

所管部局 学校とボランティアを結ぶコーディネーターを6つの地域公民館に配置しており、このコーディネーターに対する謝金となります。

1時間当たり830円で、謝金としてお支払しております。

委員 主事の方とは別にコーディネーターを配置され、支払をされているのでしょうか。

所管部局 はい。

委員 わざわざ別にする必要はあるのでしょうか。

学校と地域をつなげるという点では共通している部分もあると思われませんが、コーディネーターと主事の兼任することはできないのでしょうか。

所管部局 指導主事でしょうか。

委員 主事とコーディネーターです。

同じように地域公民館におられて、主事と地域コーディネーターは、地域と学校をつなぐ役割という共通の目的を持たれた方と思われませんが、同じような内容なので、1人でできない内容でしょうか。

所管部局 全く不可能ということではありませんが、現状としては、開始してから5年目ですので、ボランティア自体も学校のニーズに合ったボランティアが確保できているかと言えば、そうではないと思います。

地域の中でボランティアを発掘するということが大きな仕事になっていきますので、ボランティアの発掘という部分で言えば、指導主事が行うことは大変だと思います。

将来的にはそういう方向も考えながら、当面は今の形でやっていきたいと考えています。

委員長 はい、ありがとうございました。

歳出抑制ということで、皆様から特段の御意見はないでしょうか。

今までのところで言うと、外国語指導助手の招致を最低限にしてはどうか、ということと、奨学金給付等事業を歳出抑制の観点からは少なくとも貸与に変えると、全部返済していただければ、支出額は減ります、事務量は大幅に増えるような気もしますが。

貸与とか無くすとかいうことぐらいが委員会から追加で出たアイデアです。ほかにお気付きのことがあればお願いします。

委員 スクールバスを11台購入するのを、路線を検討することで、少なくともできないのでしょうか。

委員長 先ほども、なかなか難しいという御説明でしたが、素朴な疑問として、お金が掛かるので、それを少なくともできませんかという御意見ですがいかがでしょうか。

所管部局 丹海バスを利用しながら、市営バスも利用しながら、それでもこの台数を購入しないと回っていかないという部分があり、どうしても必要です。

特に久美浜町では、集落が点在していますので、それぞれの集落を回っていくとすごく時間が掛かってしまいます。

1時間も乗ってもらうことは正直考えにくく、乗車時間は30分ぐらいが限度かなと考えています。

委員 そうですね。

委員長 毎日のことですね。

所管部局 バスの大きさですが、大きなバスに乗っていただければ購入するバスの台

数が少なくできる可能性もありますが、久美浜町内の道路などでは、大きなバスでは運行できないかなり狭いところもたくさんあり、29人乗りのバスが限度なところが多いというのが現状です。

どうしても必要なバスですので、バスの数は今後増えざるを得ないのが現状です。

委員 現在15台で、新しく11台を購入されますので、全部で26台ということですね。

所管部局 はい。来年以降も再配置が進んでいくと、更にバスが必要になってきます。全部で40台くらい必要になってくると思います。

委員 すごい数ですね。

維持管理だけでもお金が掛かるでしょうね。

委員長 学校再配置に伴う学校施設の統廃合で、それよりも削減効果があるという所管部局からの説明でした。

分かりました。

では、歳出抑制については、そういう考え方であるということにしましょう。

長時間に渡りましたが、これでヒアリングの時間は終了したいと思います。御協力ありがとうございました。

(所管部局退室)

委員長 本施策の評価で、言いそびれたことなどがあれば、お願いします。

事務局でまとめていただく際に難しいと思われるのが、ヒアリングの中で、質問などをしたけれども、所管部局からのやっていますという説明を聴き、そうですかということで、委員から突っ込んだんだけど、返ってきたみたいなやり取りが多かったので、まとめにくいと思われます。

とは言っても、いくつか行政評価の視点でも、こういう視点があっても良いのではということで、消化しきれなかったものが残っているはずですので、そういったものが施策の見通しについての部分などにうまく振り分けていただければと思います。

歳出抑制の視点としては、大きくは、非常に大変だったと思いますが、学校の統廃合による効果というのは非常に大きいので、それで抑制額が達成できている気もしますが、さっき言った、外国語指導助手と奨学金給付等事業辺りを、財政が厳しいということであればということで、アイデアとして挙げるということではよろしいでしょうか。

事務局 バスの車両の購入や運行路線の組み方についてはどのように整理すべきでしょうか。

林業の振興の施策を評価した際の、林道の引き方と同じような書き振りになるのでしょうか。

委員長 そうですね。

最大限の工夫をされているようですが、していただきたいというような、やっているのにやっていないというふうに取り上げられると所管部局から言われないような書き振りを工夫していただきたいと思います。

事務局 奨学金給付等事業については、大学生に限定した議論でしたが、どのように整理すべきでしょうか。

委員長 歳出抑制の提案としては、高校生もまとめて無くすか貸与かということで、やむを得ないと思います。

あつた方がよいとは思いますが、貸与でうまく回るのであれば、それで別に良いですが、管理や回収など事務量が大変かと思えます。

● 前回委員会評価対象施策の再評価及び評価のまとめ（第6回京丹後市行政評価委員会における意見の要旨）

（事務局から資料「外部評価結果（案）」に基づき説明）

（所管部局から資料「委員会意見に対する所管部局補足説明・意見」に基づき説明）

委員長 まず、先ほどの所管部局からの説明で、委員の皆様から質問や御意見があればお願いします。

よろしいでしょうか。

では、順番に見ていきましょう。

施策目的についてですが、特に所管部局からの意見はないようなので、このままとしましょう。

事業構成についてですが、2点の指摘を行っています。

1点目は、このとおりと思われます。

2点目は、所管部局としては、一定行っているのですが、意見として取り立てて言わなくても良いという趣旨でしょうか。

所管部局 同じ方向で取組をさせていただいているということです。

委員長 少なくとも取り組んでいないのではないかと受け取られないような表現に修正する必要があるということです。

所管部局 はい。

委員長 この意見は、私が申し上げた意見だったと思いますが、取り組んでいないので取り組んでくださいという趣旨の意見ではありませんでした。

いろんなほかの自治体でやっているアイデアもあるので、取り入れて充実させると良いのではないのでしょうかというくらいの趣旨だったと思います。

こちらでは増やそうと言っていて、外部評価結果の後ろの歳出抑制の視点からは減らそうと言っていますが、それは、行政評価の視点と歳出抑制の視点ということで、こちらではアクセルを踏んだり、あちらでブレーキを踏んだりということは、過去の委員会でもあったことです。

少なくとも開かれた学校づくりという方向性を挙げておられるということでは大事なことなので、こういった例もあるということで申し上げたということでした。

ということで、どのように変えると良いのでしょうかということになります。

委員 最後の一言だと思います。

継続という文言を入れ、発想を継続していくことが重要であるとすれば、現在、取り組んでいると受け取れると思います。

それで良いと思います。

委員長 それでは、そのように変えましょう。

取組を積極的に行っていくという発想を継続することが重要であるとしましょう。

このようなことで、委員の皆様と所管部局のそれぞれについて、いかがでしょうか。

では、そのようにさせていただくことにします。

続いて、施策の見通しのほうですが、(1)は特に矛盾している訳ではありませんので、このままで良いと思います。

(2)について、いろいろと御説明をいただいている中で、大枠の部分では、次の機会にそういった検証を行いますとお答えいただいていますので、このままで良いのかなと思います。

どちらかと言えば、また書き以降の部分について、御意見があるのかなと思います。

所管部局から、補足説明・意見をいただいています、基本的な機種はノートパソコンになるのでしょうか。

所管部局 ノートとデスクトップのどちらもあります。

所管部局 購入しているのはノートパソコンです。

委員長 1機種に統一しているということが、そんなに合理性があるのでしょうか。

私もよく分かりきらなかった部分があるので、もう少し伺いたいと思います。

LANでネットワークを構築することと、末端のパソコンが違う機種であるということは、そんなに困らないのではないかと思います。

所管部局 それはそうです。

委員長 その点は良いということですね。

所管部局 はい。

委員長 教職員の異動にも対応できるようということで、この地域ではどの辺りまで異動されるのでしょうか。

宮津市と京丹後市での異動があるということですが、伊根町や与謝野町はどうでしょうか。

所管部局 伊根町や与謝野町への異動もあります。

委員長 もっと南部の市町村へも異動があるのでしょうか。

所管部局 府内においては、南部の市町村へも異動があります。

委員長 それで対応できるようにするという視点は確かに大事と思われれます。

しかし、そうであれば、宮津市では異なるパソコンを使っている場合もあると思われれますので、ある意味、パソコンのOSが違うのであればいろいろ

大変と思われませんが、パソコンの機種が違っててもそれは問題ないのではないかと思いますがいかがでしょうか。

所管部局 それはそのとおりです。

委員長 ただし、現実問題として、教職員が個別の機種を使いたいというニーズがあるかとか、それを安く購入する場があるかとか、いろいろと煩雑なことが生じるということであれば、そんなに強くは言う必要はないと思います。

その点はいかがでしょう。

せっかく、所管部局補足説明・意見として、挙げていただいている視点はそれぞれ大事ですが、だからと言って異なる機種にしては駄目だということではないと思います。

所管部局 実際に教職員からは、機種についてはどんな機種でも良いと聴いております。

ただし、パソコンに入れるソフトについて、自分の気に入ったソフトが欲しいというような言われ方をしていると認識しています。

そういう意味では、機種選定に当たっては、いろいろな機種があっても良いとは思いますが、実際には、一定の数量をまとめて発注する関係があり、単品よりも安く購入できるという理解をしています。

委員長 それは、ソフトについてでしょうか。

所管部局 ハードです。

委員長 ハードは今でも、全てリースということではなく、購入している場合もあるということですか。

所管部局 はい。資料で訂正させていただいておりますが、全体で2,040台のパソコンがあるうちの、リースは831台で、購入しているのは1,209台となります。

委員長 むしろ備品のほうが増えてきているということですね。

一度にまとめて購入した場合、値引き交渉も可能で、されているということでしょうか。

所管部局 入札により調達をしています。

委員長 そうであれば、また書き以下は書き方を変えたほうが良いと思われま

委員会と考えていた趣旨としては、情報化教育を進めるためには、教職員

にもパソコンが使いやすいような状況を作らないと進めにくいだろうと思われるので、その点について御配慮いただきたいということでした。

そのうちの一つが、使いやすいパソコンを教職員に選んでもらってはどういうことでしたが、それについては一定考えておられるということでした。

そうであれば、意見として記載する必要はないという気もしますが、他の委員さんの御意見はいかがでしょうか。

委員 長 所管部局からの説明を伺っていると、標準化した形で情報機器を使って、教育も行っていくということかと思われま。

先生ごとに創意工夫をして、一番優れているものを広めていこうということではないと思われま。

所管部局 ただし、同じ機種 of 教室用のパソコンが設置されており、そこには教職員が自由にソフトをインストールできるようになっています。

そういう部分で、教育の部分については、現在していただいているような状態です。

委員 長 意見を修正するとすれば、教職員用のパソコンの使いやすさを考えて進めることが重要であるということになると思いますが、そうであれば、施策の見通しとしての意見ではなくなってきます。

委員 少し違う感じがします。

委員 長 他の委員さんいかがでしょうか。

委員 教職員に対するパソコンの研修というのはされているのでしょうか。

教職員でも得意な方とそうでない方がおられたりします。

それと、所管部局からの補足説明・意見において、学習指導要領という言葉がありました。パソコンも小学生や中学生が対象なので、範囲がかなり狭いと思います。

そのため、それさえできれば良いと考えておられるのか、それとも常に更新していかないと駄目というふうに考えておられるのか、御意見をお聞かせください。

委員 長 2点あったと思います。

1つは、教職員向けのパソコンの使い等の研修というのは、どういった形で行われているのかということでした。

2つ目は、この項目の枠を外れますが、どちらにしても後でお伺いすることになるので、教えていただきたいと思いますが、2つ目の御発言の内容について、もう一度お願いします。

委員 パソコンについては、5年に1回程度更新することが多いと思われませんが、公共施設を訪れた際に、設置してあるパソコンは少し古いものになります。

恐らく、あるときの補助金により一斉にパソコンを整備し、ある程度使用しているけれども、廃棄せずにそのまま置いているのではないかと思われま

す。

そういうことが、学校にも当てはまるのではないかと思われませんが、パソコンを更新させる予定があるのかないのかについてお聞かせください。

学習の内容によっては、更新せずに対応できるのでしょうか。

委員長 2点目については、学習内容に合わせて新しいパソコンに更新していく必要があると思われるが、そうなっているのかということでしょうか。

委員 はい。

所管部局 1点目の教職員を対象にした研修ですが、現在では、教育委員会としては研修を行っていません。

ただし、学校の中では、一堂に会してということではありませんが、それぞれの先生が教え合いをされていると聞いています。

ただし、ホームページを作っていくソフトの導入時など、新しいソフトを導入する際には、教職員を対象にした研修会を必ず行っています。

2点目のパソコンの更新の関係ですが、最新鋭の機器を常に学校の情報教室の中に置いておくということは、経費の面からも困難な状況です。

ただし、OSがWindows XPからWindows 7に変わるような場合には、できるだけ更新を行っていく状況にあります。

特に、リース物件もまだ800台程残っていますので、リース期間満了後に新しい機種に更新することも考えています。

委員 ホームページの話が出ましたが、学校のホームページについては、ホームページの作成が得意な教職員が更新などをされているということでしょうか。

所管部局 これまでは得意な方が情報担当者としてホームページの更新をされていました。

特に、ソフトについて若干、操作性の面で困難な部分があったので、更新がなかなかできていなかった学校もありますが、今年度から新しいソフトを導入し、できるだけ簡易に操作ができるような仕組みとなりましたので、それぞれの学校で、毎月とかの頻度で更新などがされるような形になってきたところです。

委員 学校にホームページが必要なのかなと思います。

委員長 最近の流れとしましては、全体として教育振興基本計画みたいなものを作り、教育委員会としての方針を定め、学校ごとに学校目標みたいなものを定めたり、取組をオープンにすることで地域の人と協働しやすくするというような、教育委員会全体で政策を作って評価する、学校もマネジメントするというようになっていきますので、ホームページが必要ではないかという流れになっています。

所管部局 ホームページも、運動会や学習発表会など、学校行事が開催された後に更新がされており、ホームページの更新がなければ、その苦情が来ますので、保護者の方も随分見ておられると思われます。

委員長 3の施策の見通しの(2)のまた書き以降について、当初発言させていただいた際の気持ちとしては、(2)の前段は、効率のことを言っています。

他方で、情報教育というものは、情報機器のように一定個人的な要素もあると思われますし、そこをうまく生かして実のある情報教育をやっていたきたいという質的な面を何か入れたかったということです。

外部評価結果(案)の意見としては、そのことがうまく表現できていませんし、よく分からない内容になっていますので、また書き以降は削除しましょう。

事務局 外部評価結果(案)の表現を見ると、教育委員会はパソコンの調達に当たって、リースと購入方式についての検証は行っていないとも受け取れますが、その辺はどうでしょうか。

補助金を活用する場合は、購入方式で調達するなど、リースと購入方式のどちらが有利なのかの検証を行っていると思われますが。

していないということよろしいでしょうか。

所管部局 現状では、来年度くらいからやっといこうと考えています。

事務局 これまでは、補助金が活用できれば購入方式で調達していたと思いますが、最近はどうでしょうか。

所管部局 補助金などを活用しない市の単費（自主財源）で調達する場合は、できるだけ複数年度で財政的には平準化するような考え方を持っていました。前回の御指摘の中で、その部分の利息などについても抑制が掛かるのではないかとありました。

事務局 委員会からの意見のとおりということですね。

所管部局 はい。

委員長 細かく言い出せば、パソコンに詳しい教職員に負担がたたくさん寄っているのではないとか、そういう意味では、パソコンを教える担当の教職員を学校ごとに決めて、負担が過度にならないようにしたほうが良いとか、パソコンについて教える研修を制度化している教育委員会もありますとか、非常に細かい部分にまで入り込み過ぎますので、これぐらいにしたいと思います。

次の（３）についてですが、パソコンを使った授業よりは、普通の授業を行ったほうが良いという指摘に対して、所管部局からは学習指導要領で記載されているので、パソコンを使った授業を行わないという訳にはいかないという説明になっています。

もう少し表現を変えたほうが良いのではないかなと持っているところですが、御意見をお願いします。

委員 高等学校では、今は、パソコンの使い方ではなく、モラルを教える方向に傾いています。

それは、パソコンがなくても十分教えることができます。

使い方を教える段階は過ぎており、機材が行き渡るということをそんなに義務的に考えなくても、モラルという部分に中心を置いていただいたほうが良いのではないかと思います。

委員長 家庭へのパソコン等の情報機器が普及しつつある中、操作方法よりも情報モラルの習得などを重視すべきではないかという趣旨でしょうか。

委員 はい。機材を揃えて、どんどん新しいものに飛びついて、予算を使うのではなく、最終的にパソコンを何のために使うのかという部分が大事だと思います。

委員長 誤った使い方としないようにするとかいうことですね。

修正後の（３）の内容についてもう一度確認します。

家庭へのパソコンが普及する中、機材の操作方法よりも情報モラルの習得などの学習内容を重視すべきではないかと変えたいと思います。

情報モラルの習得ばかりをすることにはならず、もちろん一定の操作方法もあるとは思いますが。

外部の視点から見るとそのように力点も変わってきているのではないのでしょうかということ、必ずしも実態がパソコンの操作方法だけの学習内容にはなっているかどうかまでは分かりませんが、そうされたほうが良いのではないのでしょうかくらいで受け止めていただけるとありがたいです。

表現も含めてそれでよろしいでしょうか。

所管部局 質問ですが、現状の児童生徒については、パソコンの操作については全て理解ができているという認識をされていると受け取れば良いでしょうか。

委員長 そこまでの認識はしていません。

委員 それは無理だと思います。

委員長 委員が言われていたのは、現状はそうになっていないのかもしれませんが、児童が小学校に来て、初めてパソコンを見たという前提で教育をされているのであれば、違うのではないのでしょうか。

もちろん、初めてパソコンを見た、触ったという児童もいると思いますが、多数派ではないと思われます。

操作そのものを覚える機会は、学校の授業以外でもいろいろとあると思われるので、むしろコンピュータ機器とか、インターネットとかとどう接するのか、どんな意味を社会や人生で持っているのかということをしっかり教えるほうが大事だろうと、これくらいで良いでしょうか。

委員長 信憑性ということで、インターネット上で記載されているからそれが正しいみたいなことを言われる方がたまにおられますが、しっかりしたものとそうでないものを見分け方とか、いわゆる学校裏サイトなどがあったりとか、いじめに使われたりとか、成人向けのコンテンツを見たりとか、ゲームで課金をされたりとかがないようにというようなことです。

大きく、学習指導要領に沿った教育課程を編成指示していくというのは、

もちろんそのとおりで、その中で工夫をいただけているとは思いますが、視点としてそういうことも入れていただければということでは言いました。

続いて、歳出抑制の視点です。

大きく言うと、所管部局からの補足説明・意見は、これについては一定の効果があるという説明でした。

委員会のスタンスとしては、効果がないということを申し上げている訳ではないということ、まず御理解ください。

歳出抑制の視点ということで、必要性があっても、効果があっても、施策の枠内で一定の金額の縮小を図っていくなら、こういったものが整理の対象になるのかというのを挙げていくというスタンスです。

そうなってくると、単純に、これについては効果がある、必要性があるという説明だけでは、やや不十分なところがあります。

ということ踏まえてやり取りをさせていただければと思います。

まず、(1)の外国語指導助手招致事業については、委員会としては、全廃してくださいと言っている訳ではありません。

所管部局からも、必要な数を見極めたいということでしたので、特段、案のままで良いと思いますがいかがでしょうか。

委員 事業効果が明確でないことから、この部分が主な理由のように書いてありますので、この部分を取っていただき、学校統廃合が進む中で、という表現に変えていただくと、外国語指導助手の人数もそのものも減っていくだろうということに自然につながっていくと思います。

事業効果が明確でないとすると、いかにも否定しているように見えますし、指導要領などにも抵触するかもしれませんので、その部分を取っていただき、統廃合に伴って、必要数を把握していく中で、減らすことができるだろうと、そういう内容に変えていただいたほうが良いと思いました

委員長 ほかの方、特によろしいでしょうか。

それではそのように変えましょう。

招致事業について、学校統廃合に伴い、何人の、以下同じということに変えましょう。

(2)について、確かにほとんどの市でこういう事業があるということは

間違いありませんし、前回の委員会でも申し上げましたが、給付ではなく貸与にすると回収する事務が大幅に増えて大変ということがありますので、貸与にはしづらい部分があります。

しかし、非常に財政が厳しい中で、また、ほかにも制度がある中で、敢えて市として援助するということについて、断念しても良いのではないかということなのです。

やむを得ず予算規模を削減しなければならない中では、こういったことも考えられるのではないかと思います。

歳出抑制のアイデアの中で、市独自の給付事業がほとんどの市にありますが、財政がとても厳しい中では、それをやめるという選択肢もあるのではないかと発言です。

ほかにも育英会などいろいろと制度がありますし、もらう側としては欲しいというのはよく分かりますし、もらえれば嬉しいと思いますが、厳しいというのは分かって敢えて言っているのですが。

委員 資料には、小額ではあってもと書かれていますが、役立っていてくれさえすれば、あっても良いと思います。

本当に、今の額で十分役立っているかどうかというような検証はできているのでしょうか。

一人当たりの給付額は分かりませんが。

所管部局 大学生が月に1万円で、年間で12万円になります。

高校生は月に5千円です。

委員 それを給付されているということですね。

所管部局 はい。

委員長 それを貸付にすると、回収するのにそれ相応に事務負担が増えて大変になると思います。

委員 余り役立っている金額ではないように思われます。

それを何か違うものに使えないかと思えます。

例えば、医師や看護師になる人を確保するため、医療確保奨学金貸与事業を行っています。

予算が限られている中では、学校教育の予算をそういった部分に回すと、か、

縦割りではなく、全体を見て決めていただけたらと思います。

昨年度は、医療確保奨学金貸与事業について減額してはという提案をしています。

委員長 委員会としては、施策の範囲内で何か削減できるアイデアを探して欲しいと言われてますし、そういう意味では、家計が厳しい家庭にとっては、小額であっても非常にありがたいということになるとは思いますが、それを抜本的に見直してはどうですかと言って、実際にやるということになれば、もう少し小額にしようとか、対象者を厳しくして減らそうとか、分野を特定してこういう分野に進学される人と対象にしようとか、再構築するということはあると思います。

結論的には、もう少し縮小するとか、別の給付制度に再構築するということもあり得るとは思いますが、委員会のレベルで言うと、どこかを削減しなければならないという中では、高校生や大学生に単純に給付するというようなものは、貸与とか廃止にするほうが分かりやすいのではないのでしょうかと、きついかもしれませんが、させていただこうとは思っています。

所管部局 貸した方に対する検証というのは、実際には難しいと思います。

貸した方にアンケートをしたとしても、借りたいという意向があつての申請ですので、良いという回答しか得られないと思われます。

奨学金を給付する際には、奨学金の審査委員会があり、その中には、京丹後市内の3つの高等学校の校長先生に入ってもらっています。

以前、この奨学金の金額について相談させていただいたことがあります、子どもたちにとって有効な制度なので、是非とも残して欲しいと強く言われてという部分がありますので、教育委員会としては現状維持としたいと考えています。

委員長 そうでしょうね。

1万円でも、5千円でも貰えるのであればありがたいというのは分かります。

他方で、高等教育ということになってくると、成果は本人に帰属するということがあります。

学ぶための基盤がないことには、学べないということもあり、日本育英会

や日本学生支援機構などがある訳です。

そこに京丹後市として積み増しをして給付していくということについて、どれだけ説明がつくのか、困っているから助けたい、助けたら喜ばれるというのはそのとおりですが、施策を構成する事務事業を見渡す中で、敢えて言う説明がつきにくいものであることも事実です。

委員 大分昔は、ある企業が大学を指定し、必ず丹後に返ってくることを約束するのであれば、相当な金額の奨学金が出ていたということがあります。

また、看護学校などでは、奨学金を出す代わりに、必ずその病院で働くというようなこともあります。

今、過疎化と言われますが、京丹後市から出て行って、必ず京丹後市に戻ってくるというような条件付きで、対象者を絞って、必ず京丹後市に戻ってくることを条件にすることは、私企業ではなく、公的な機関としてできるのか、それともそういった構想をお持ちなのでしょうか。

奨学金を出すのであれば、もう少し対象者を絞って、額を増額して出せば、その人は必ず返ってくると思いますし、そうすれば市も活性化するし、意義もあるし、また、目標になるのではないのでしょうか。

月に1万円であれば申請してみようかというくらいの気持ちと思われませんが、月に5万円や10万円も出るのであれば、競争になるので、申請する側も真剣にならないというふうなものにしていく、人数を絞っていけば、総額が減るかもしれません。

そういった発想が必要ではないかと思えます。

まず、予算の総額があって、それを何人に配るかということではなく、効果のある奨学金というのは何だろうということを、根本の部分から考えていただければ、もしかしたら削減につながるかもしれないし、市の人口増加にもつながるかもしれません。

現在の奨学金の給付方法は、やりっぱなしのように感じます。

事務局 今回の御発言に関連して、提案内容では、給付を受けた学生が地元に戻ってくる保証もないことなどからと記載されています。

教育委員会として、この奨学金の目的として、地元に戻ってくるということを書いていて良いのかどうかということをお教えください。

所管部局 教育委員会の考え方の中には、そういった考えはありません。

医師や看護師などの特定の職種については、そういうことがあっても良いかもしれませんが、教育委員会では、一般的な奨学金の考え方を考えていますので、地元に戻ってくることを目的としては考えていません。

委員長 教育委員会の考えも分かります。

現実的には、市役所や学校の先生になって地元に戻りたいという人も多いと思いますが、採用試験で合格しないと市役所に勤務したり、学校の先生になったりすることはできません。

また、地元に戻りたくても民間の就職先もなかなかないという、進学するのは良いけれども、地元に戻りたくても戻れないという北部出身の生徒もたくさんいます。

現実的には、戻って来たいけれども戻って来れる保証を作ることができないので、なかなかそういった条件にできないと思われれます。

意味としては、小額でも奨学金を給付することによって、高校や大学進学を諦めるという人をなくし、京丹後市から出て行ったきりになってしまうかもしれませんが、京丹後市出身者の教育レベルを上げたいという趣旨で、そういった公共性があると言おうと思えば言えますし、所管部局からの主張はそういうことと理解しています。

ただ、いろいろと事業がある中で、候補を探すとすればということで奨学金給付等事業を歳出抑制の提案として挙げたということです。

ということで、お許しいただけないでしょうか。

委員 時代の流れとして、例えば教員採用試験において、北部枠というものがあることを御存知でしょうか。

委員長 そういったものがあるのですか。

所管部局 あります。

委員 京都府北部への希望が少ないことから、教員採用試験を受ける際に、京都府北部に行くと言えば、合格率が上がります。

京都府の教育委員会でもそのように動いています。

そういう動きも、ほかでもどこかで出てくるのではないかなと思います。

委員長 (2) ですが、一つ考えられるのは、給付を受けた生徒や学生が地元へ戻

ってくる保証もないことなどからの部分を残すか削除するかくらいかと思われ
れます。

今の御発言の趣旨からは、このまま残しておくということですか。

はい、残したほうが先ほどの委員からの趣旨が残ると思いますので、この
ままにしましょう。

委員 丹後の生徒数は、年々減少しています。

峰山高等学校では、以前は1学年に10クラスありましたが、今は6クラ
スまで減りました。

奨学金の対象者の数は、いわば10分の6になっています。

もし、10年前と同じ額の予算になっているのであれば、奨学金がもらえ
る確率は非常に高くなっています。

もし、文言を入れるのであれば、広く薄くではなく、もっと効率的な給付
の在り方を考えていくと、対象となる高校生の生徒数はどんどん減っていま
すし、今後、更に減っていくと思われま。

委員長 では、奨学金の貸与への切替えや目的を絞って狭く厚くすることくらいで
いかがでしょうか。

委員 効率的という言葉はいかがでしょうか。

委員長 あるいは、廃止も含めた見直しの検討をということではいかがでしょうか。

委員 はい。

委員長 もう一度確認しますが、奨学金を貸与へ切替えたり、目的を絞って効率化
したり、あるいは廃止も含めた見直しも検討してはどうかということですね。

語尾がおかしい部分がありますので、その部分は、後日、事務局と調整し
ます。

その3点を並べ、歳出抑制の視点からは、抜本的に見直すことがあっても
良いのではないかと、選択肢の一つとして出すということは変えずにいきま
しょう。

所管部局 行政評価委員会の意見として受け入れさせていただくということで良いで
しょうか。

私たちは、廃止については、絶対に反対なんです。

委員長 これが今後どのように活用されるかですが、委員会から言われたとおりに

実行しなければならないものではないことを確認しましょう。

学問的には、どのように言われているかと言いますと、市長の御判断になると思われまます。

私の意見としては、奨学金給付等事業を廃止されるという判断は恐らくされない予感がしますし、それはあり得ると思います。

選挙で選ばれたトップは、外部の諮問機関が言ってきた勧告どおりにする必要はありません。

ただ、一般論としては、何故しないのか、ほかにどうするのかという説明をする必要があるだろうということです。

委員会に与えられた条件下でいろいろと考えた中では、これを削減することが選択肢の一つとして考えられるということを申し上げただけで、総合的に考えて、ほかのところで削減するからこの部分では削減しないというのも説明でしょうし、この部分は維持するが、委員会で指摘されていないほかの部分で削減するという判断もあると思います。

そういった案を作るのは、市長からトップダウンで来る場合もあるでしょうし、教育委員会事務局から案を出されるということも考えられます。

それがどういった場で問われるのかと言いますと、委員会としては報告書を出して、来年度の委員会の中で見て、また意見を出すということと、議会や報道機関で取り上げられてどうなるかということです。

言われたとおり実行しなければならないというものではありませんので、委員会として諮問を受けて、こういう答申を出そうという以上のものではありません。

ただ、余りにも実行可能性がないものを出してもしょうがないので、複数回議論しているということと、事実誤認が過去にもありましたし、評価の際に強く思っている、一定の期間が空き、考え直してみると、そこまで強く言わなくても良いと、気が変わることもあります。

今回に関しては、2回に渡っていろいろと議論してきましたが、削減の選択肢の一つとしてはこういったものを委員会として提案するという事で収めたいと思います。

続いて、(3)に行きたいと思います。

給食を様々なバランスの中では、栄養はもちろん、おいしさ、暖かさ、効率性などを考えた場合に、学校再編を進めた後、どういう形で提供するのが良いのかということですね。

委員会では、給食を作る設備を持った拠点校から周辺の学校に持っていくというシステムを作ったら、いろいろ便利で効率的ではないかというアイデアが出ていますが、実際にはそれがアイデアとして有用なものなのか、いろいろなシステムが混ざり、ややこしくなるのであれば、無理に言わなくても良いという思いもあって、もう一度、再検討させていただいています。

この辺りについては、率直な御意見としていかがでしょうか。

所管部局 運営方法としては、一つの方法だろうとは思っています。

教育委員会事務局の中で、全く検討していない訳ではありませんが、具体的にどういった形でやっていくのが良いかというところまでの話合いはできていないのが現状です。

委員長 分かりました。

外部評価については、3年か4年後くらいに同じ施策を評価することになると思われますので、3年か4年くらいの期間で考えてくださいというスタンスで提案をしています。

委員会で詳細まで詰めた上で、直ちに実施してくださいということではありませんので、このままにしたいと思います。

次に、(4)に学校支援地域本部事業の公民館に配置されている地域コーディネーターについてです。

もし、地域コーディネーターを無くした場合、これらの仕事はほかにどういった方にやってもらえるのでしょうか。

立場的には、地域コーディネーターと指導主事はどういった方なのでしょうか。

学校の先生であったり、一般の職員であったりするとは思いますが、現実的にほかの仕事をしてもらえるのでしょうか。

所管部局 地域コーディネーターは、臨時職員で、週3日来ていただいております。

各町単位に配置していますので、全部で6人おられます。

ボランティアの方と学校との調整役に入っております。

実際に、ボランティアの方がどういったことができるのか、時間調整や内容も含めてのやり取りもさせていただき、後の検証も地域コーディネーターにさせていただいております。

指導主事については、学校の先生のOBの方が多いという状況です。

嘱託職員として、週4日の体制で来ていただいております、教育委員会事務局に4人、各町ごとに1人ずつで10人体制になっています。

指導主事については、ボランティアとは関係なく、本当に学校教育の指導をする形の方です。

指導主事の設置については、嘱託職員でなければ、正職員で設置することになります。

法律で指導主事については設置しなければならないことになっていますので、そういった対応をしていかなければなりません、京丹後市では嘱託職員で対応しています。

委員長 指導主事が公民館にいるのは、旧町単位ということですね。

所管部局 はい。

委員長 法律では、指導主事は全部で何人必要となっているのでしょうか。

所管部局 規定はありません。

委員長 設置が義務付けられているということで、最低でも1人の設置が必要ということですね。

所管部局 はい。

委員長 指導主事をそのまま地域公民館に置くのであれば、資料に書いてある説明内容も分かりますし、任務も違うのは分かりますが、一人の方が両方をやっていたらと行政改革的な発想としてはあります。

もう一つは、合併後何年も経ちますので、指導主事を中心的な本部に配置して、各公民館から撤退すれば、多少は人数が減って、人件費が浮くのではないのでしょうかということになると思います。

仕事が違うということは分かりますので、地域コーディネーターと指導主事の両方を地域公民館に配置したほうが良いとは思いますが、財政が厳しい中で削減案の一つのアイデアとしては、指導主事に地域コーディネーターの仕事をやってもらおうとか、指導主事は引き上げてもらおうとかいうこともあり

得ると思います。

直ちに実行してくださいというものではありませんが、アイデアとしてはいかがでしょうか。

所管部局 指導主事が地域コーディネーターの仕事を絶対にできないかと言われれば、そういうものではないと思います。

時間的な余力があれば可能かと思われませんが、現状としてはなかなか難しいと思います。

指導主事については、合併当初と比較して人数を減らしている部分もありますが、教育委員会の学校に対する指導業務自体は減る訳ではありません。

現役の教職員を教育委員会へ引き上げて、人数を増やして対応しているという部分もありますので、経費的にはどちらが安いと言われれば微妙な部分があります。

委員長 各地域に指導主事が張り付いておられ、全体の統一的な学校の管理運営というのはできるのでしょうか。

私のイメージとしては、教育委員会で集中的にやっておられると、分権してあちこちに出張所的なものを設けて、管理するということが、そんなに効率的なのかなという気がします。

所管部局 全体的なことは、教育委員会事務局にいる指導主事が行います。

各町の指導主事は、直接現場に出かけていくなどのやり取りをしながら対応しています。

校長先生の相談相手の形になっているような実態があります。

委員長 各町の指導主事は、小学校と中学校の両方を担当されている訳ですか。

所管部局 はい。

委員長 いじめや暴力などがあつた場合に、相談に乗るということですね。

所管部局 すぐに駆けつけます。

委員長 そうであれば、確かに地域公民館におられても良いですね。

どうまとめるかということですが、お伺いする限りでは、地域コーディネーターや指導主事を現場に近いところに置いておられてということはありませんが、市域が広いとは思いますが、派遣しようと思えばできると思いますので、1か所にまとめて何かあれば出動するという体制にすれば、人数が減ら

せて、多少の効率化にはなるのかなという程度の提案になると思われます。

所管部局 学校再配置の関係で、学校数が減ってくると多少の人数の調整ができる部分はあるかなと思います。

例えば、弥栄町や丹後町では、学校再配置により学校数が随分減りますので、そうすると2つの町を1人で担当するというのも、今後は検討していく必要があるかなと思います。

委員長 (4)は、今後、財政が厳しく、他方で学校の再配置も進んでいく中で、各地域公民館に配置されている地域コーディネーターや指導主事を機動的に動けるような人を教育委員会にまとめて、派遣するような仕組みに改めて、人数を減らして効率化を図ってはどうかというような趣旨の提案をさせていただくというようなことです。

委員の皆様いかがでしょうか。

文言は整理が必要ですが、内容的にはこのようなことで良いでしょうか。

各地域としては、すぐそばにおられたのが、離れてしまうという御不満が当然出てくるとは思われますが、機動的に派遣できれば、そんなにサービスが下がる訳でもないと思えます。

委員 指導主事の定年はあるのでしょうか。

所管部局 2年の任期となっています。

委員 2年で必ず交代されるのでしょうか。

所管部局 必ずということではありません。

委員 何期まで再任が可能なのでしょうか。

所管部局 何期までという規定はありません。

委員 ということは、何歳まででもできるということでしょうか。

所管部局 はい。

委員 同じ方が長いこと指導主事をされていると、そこがふさがってしまうと思います。

所管部局 何年も雇うという契約は行っていません。

2年後に改めて、教育長が中心になって更新するかどうかを決めさせていただいておりますので、ずっと雇うという形にはしていません。

最初から2年経ったらどうなるか分かりませんので、辞めていただくこと

もありますと、最初の契約の段階から言わせていただいております。

委員 　しかし、再任は何回までという限度はない訳ですね。

所管部局 　はい。したがって、3分の1くらいの方がいつも交代していただいております。

委員 　と言いますのが、その方が地域ボランティアの形で出ていければ、無報酬で同じような内容をやっていただけたらと思います。

何年かは指導主事をしていただき、その後は、ボランティアとしてお世話になるというシステムを使えば、経験された方が何年後かにはボランティアというサイクルのほうが良いような印象を持ちました。

余談になりました。盛り込みようがないかもしれません。

委員長 　本来であれば、少数で広い範囲をしっかりと管理して行けるという趣旨で合併した訳ですので、考えようによっては、合併して市にまとまって、かつ地域にいろいろな出先機関のようなものを置いていて、それが地域コーディネーターとか、いろんな形でいろんな部署が出先機関みたいな形で人と配置していたのでは、かえって旧町時代のようにきっちりと管理されるわけでもなく、いろいろ錯綜さくそうするのではないかという危惧もあります。

なかなか地元の理解も得がたいかもしれませんが、機会を見て、集中していくということも大事ではないかと思われます。

他方で、地域コーディネーターとか、指導主事の仕事を伺うと、京丹後市でもそうなのかどうか分かりませんが、他市では、問題校や問題が起こった学校に機動的に経験者を含むチームを派遣して、手伝ったり、相談に乗ったりということをやっているところが多いですし、意味があると言われていることですので、指導主事の役割はあると思います。

そういった形で教育委員会の本部へ集約して機動的に対応するという形を提案させていただきたいと思います。

次にその他の項目です。

委員会からの意見と所管部局からの説明が、うまく噛み合っていない部分があると感じられましたので、もう一度説明させていただきます。

まずは、総合計画と教育振興基本計画との関係をどのように考えられますかということを行いました。

教育振興基本計画を作られるということでしたが、意気込みとしては、教育振興基本計画は、教育版の総合計画であると、教育委員をトップに政策体系をしっかりと作って、それに基づいてやっていくんだと。

総合計画と全くつながっていないという訳ではありませんが、総合計画の個別計画ということでもないという捉え方もあります。

そうするのか、文部科学省も言っているし、一部の教育委員会でもやっているところもありますが、うちのうちということで、そこまで意気込みをせず、実質、総合計画の枠内でやりますということならそれはそれでありかなと思います。

どちらなのかというのが1点です。

もう1点は、教育委員会活動の点検及び評価について、文部科学省から言われて、現にされておられますが、それとこの行政評価でされていることが、かなりの程度で重複しているような気がします。

そのため、行政評価を持って、教育委員会活動の点検及び評価を代替するか、あるいは、教育委員会活動の点検及び評価をもう少し改造又は充実させて、教育委員会では教育委員会活動の点検及び評価をやっていますということで、行政評価委員会の外部評価の対象にしないというシステムにするか、どちらかに一本化したほうが事務的には明らかに合理的な気がします。

教育委員会活動の点検及び評価の中で、外部委員2人に見ていただく、行政評価でも外部評価を行うということがあっても良いとは思いますが、せめて使用している書類を統合したほうが合理的と思われそうですがいかがでしょうか。

この2点を提案したつもりでした。

これに対する所管部局からの回答が、少し噛み合っていないように感じられますが、この2点についていかがでしょうか。

所管部局 教育委員会で実施している教育委員会活動の点検及び評価については、行政評価委員会のように会議形式ではなく、2人の委員に教育委員会が作成した実績のような書類を見ていただき、評価をしていただいているという形になっています。

したがって、ここまでの細かい点検は実際にはやっていただいております

ん。

教育関係の専門家の大学の先生にお世話になっておりますので、行政側の事務的な面については、そこまで重点を置いておらず、どちらかと言えば、教育の専門家の方に見ていただいているという評価だと思っています。

委員長 私もほかの2つの自治体で教育委員会の評価に携わっていますが、真剣にやるのであれば、もっと細かくすべきかと思います。

やや言葉が過ぎるかもしれませんが、現状の評価では、やや甘いのではないかと思います。

具体的には宝塚市と明石市で評価を行っていますが、宝塚市であれば、夏休みに4日間を使って、全ての施策と事務事業について、この事業は本当に必要なのか、効果は挙がっているのかと、こういった方式で精査していくようになっています。

明石市については、107の事務事業の内、毎年10の事務事業について教育委員さん自身が選択して、自分たちが評価委員の役割になって、ヒアリングをして、その中に私も外部委員として入って、その枠組みづくりと、それが適正に行われているかをチェックしながらやり取りをするという方式をしています。

教育委員会活動の点検及び評価も本来求められているものは、この外部評価をもう少し充実させたものをしっかりやるということになると思います。

外部評価結果（案）のその他意見の趣旨どおりにやるとなると、教育委員会活動の点検及び評価か、この行政評価委員会による評価のどちらかをもう少し発展させるしかないと思います。

両方を発展させると明らかに事務負担も増え、不合理ですので、一本化されてはどうでしょうかという意味です。

現実問題として、もっときっちりやれというのがなければ、今の方向で負担なくできて、両方向からチェックがあって良いということであれば、それはそれで一つの答えかなと思います。

資料の後段については、それで分かりました。

委員会としては、この趣旨で指摘させていただこうと思います。

前段についてですが、結局、教育委員会にとっての政策体系というのは何

になるのかという辺りをどう整理するかということです。

教育振興基本計画をそういったものとして育てていかれるのか、この総合計画の枠内で施策としてやっておられるのがそれになるのか、もし后者であれば、もう少し充実して中身が細かく分かったほうが、委員会でもつつこんだことが言えると思います。

そうすると量が膨大になるので、教育委員会の分だけ、2回くらいに分けて評価を行うことになると思われます。

その政策の体系、教育振興基本計画はそういうことになるのでしょうか。

所管部局 総合計画が一番上だと思っています。

その中に、教育の分野、教育振興基本計画だと思っています。

委員長 文部科学省が言っていることからすると、教育委員会は市長部局から独立しているので、総合計画から離れる訳ではありませんが、独自の政策体系として教育振興基本計画を作って、それをしっかり評価しましょうということを行っています。

総合計画と教育振興基本計画で、複数の体系があると、外部から見ると結局、教育委員会がどれをやろうとしているのかが分からないということになるのは困ると思います。

所管部局 実際に教育振興基本計画を策定する際に、極端な言い方をすれば、市の総合計画に相反するものは作ることはできないと思っていますので、総合計画がやはり上だと思っています。

委員長 分かりました。

いずれにしても、直ちにとということではありませんので、2つの評価が重複しているのではないかという指摘があったということで、将来的には、そういう視点もあるというぐらいで見ていただければと思います。

では、最後まで見てきた訳ですが、委員の皆様から、全体を通じてもし何かあれば、御発言をお願いします。

よろしいでしょうか。

では、事務局から何か確認したいことはありませんか。

事務局 特にありません。

委員長 では、所管部局から何かあればお願いします。

所管部局 特にありませんが、現在、教育委員会では、学校再配置や耐震の関係で、たくさん工事などで事業費を使っています。

その中で、いつも財政部局からは歳出抑制のことを言われますが、大変厳しいものであるということを報告させていただきます。

委員長 そうですね。

最後の歳出抑制の部分でしつこく申し上げましたが、基本的には、学校再配置による歳出抑制が図れるという方針を是としつつ、それに加えて、ほかにあるとすれば何があるかということで、アイデアを列挙しているという構成になっています。

ということで、学校再配置以外にもいろいろと可能性を挙げておくという趣旨であったということで御理解いただけたらと思います。

いろいろと質問したことにお答えいただきありがとうございました。

それでは、これで再ヒアリングの時間を終了します。

長時間に渡りありがとうございました。

(所管部局退室)

委員長 皆さんのほうで特に追加の御意見などがあればお願いします。

事務局 奨学金給付等事業について、見直しということについては、貴重な御意見をいただいたと思います。

教育を受けるためにいろいろな制度もありますが、市としても援助をしたい、それには寄付をいただいたお金ですとか、そういった基金を持っているということもありますし、旧町からの持ち寄った基金もある、それが目的基金ということで、その目的以外には使えないということがあります。

それで、給付の形で行うということにしています。

その中で、学校に奨学金申請のチラシを配布すると、学校の先生が生徒の経済的状況を見て、是非申請しなさいと声を掛けていただいていると思います。

廃止ということになると、いろいろなところでハレーションが起きないかと思っています。

議会からも奨学金については続けるべきと言われている事業なので、少し気になりました。

委員長 ただ、あくまで歳出抑制ですので、34億円を削減しなければならない中で、ここでも削れ、あそこでも削れと言っているのに、一方でお金を1万円ずつ給付しているというのは、おかしいのではないですかと言っています。

事務局 分かります。

それで、貸与にしてはとか、給付にあっては、対象者の更にしっかりした経済状況の把握とか、そういったことが大事なのかなと思います。

真に必要な人を対象者とするということ。

委員長 正直、どういう公共性があるのかが悩ましいところです。

もらって怒る人はいませんし、もらって嬉しいに決まっています。

私が高校の先生であっても、申請したらもらえるのであれば、もらえなくてもしょうがないのでとりあえず出せというに決まっています。

誰も止める人がいないので、財政部局かこの委員会でもない限り、廃止ということは言わないので、役割かと思って、どういう公共性があるのですかと問い掛けた訳です。

委員からあったように、給付対象者が京丹後市に戻ってくるよう誘導するとか、何かあれば分かりやすいのですが。

市民全体の教育レベルを底上げするというぐらいかなと思います。

事務局 検証するような奨学金制度ではない、成績の良い人に与える奨学金ではない、学校に行けない人にとすることで給付していますので、そこは一定の効果を出していると思っているところなんです。

委員長 そうであれば、対象者1件、1件の家計簿を調べて、是非進学したいという人に集中的に支援するというほうがと思います。

事務局 一定の調査は行っています。

事務局 委員の御意見の中に、広く薄くではなく、狭く厚くという御意見がありました。それを言葉にするとどのように整理するかということがあります。

委員長 いろいろと言っていたいただいた趣旨からすると、この京丹後地域に戻って来ていただけそうで、有用そうな仕事に付くこと想定されるとか、約束した人に出すということなので、審査基準にそういうことを入れるということ

だと思えます。

委員 考えていましたが、条件に付けるのは難しいと思えます。

例えば、申請書を出していただく中で、アンケートという形で、あなたは将来丹後に戻ってくる気持ちはありますかとか、聞くだけで、プレッシャー的な効果があると思えます。

委員長 月1万円をもらっていたら、東京に住んでいても、京丹後市にはお世話になったなという気持ちは絶対にあると思えますし、そこまで思わない人間はほとんどないと思えますので、そういったことで意味はあるとは思えます。

事務局 私共も、高校生までなら分かりますが、大学生になるとアルバイトもできますので、高校生に限定して厚く、しっかり対象者を選択したほうが良いのではないかと話しています。

その辺りの中の見直しだろうなと思って考えていましたが。

委員長 昨年度は、KTRの駅舎を廃止してはという提案も行いましたので、それに比較すれば、そこまで大胆な内容ではないと思えます。

事務局 分かりました。